

消食表第 147 号

平成 31 年 3 月 29 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 食品表示担当部（局）長 殿

消費者庁食品表示企画課長

（公印省略）

「冠表示における原料原産地情報の提供に関するガイドライン」の策定について

平成 29 年 9 月 1 日、国内で作られた全ての加工食品において、重量割合上位 1 位の原材料の原産地表示を義務付けた「新たな加工食品の原料原産地表示制度」が開始されたところです。

しかしながら、この制度の検討を行った「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、いわゆる「冠表示」となる原材料については、義務表示ではなく、国がガイドライン等を示すことにより普及していくことが適当であるとの中間取りまとめ（平成 28 年 11 月 29 日）が出されました。

これを踏まえ、「冠表示」におけるガイドライン案の検討及び策定を、一般社団法人日本農林規格協会に委託し、その中で消費者、事業者、学識経験者等による検討会を立ち上げ議論を重ね、食品関連事業者等が自主的に行った冠表示の原料原産地情報を自ら提供することを推進する、「冠表示における原料原産地情報の提供に関するガイドライン」を策定いたしました。

つきましては、本ガイドラインを御了知いただくとともに、関係者に対する周知をお願いいたします。また、食品関連事業者等から原料原産地表示制度の問合せがあった際には、本ガイドラインについても、御紹介願います。